

建 業 第 52 号
平成 24 年 6 月 20 日

静岡県行政書士会会長 様
一般社団法人静岡県建設産業団体連合会会長 様
一般社団法人静岡県建設業協会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設業課長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う
経営事項審査の再審査の実施について(通知)

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年国土交通省令第 52 号)及び建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 24 年国土交通省告示第 523 号)が公布され、平成 24 年 7 月 1 日に施行されることになりました。

これに伴い、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「法施行規則」という。)第 20 条第 2 項に基づく再審査の実施に関し、本県において別添のとおり定めましたのでその旨お知らせします。

また、今般の制度改正に伴い、経営事項審査に係る申請書様式に関して別紙三(法施行規則別記様式第 25 号の 11)が変更となったところですが、本県 HP「建設業のひろば(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/>)」に、当該改正に伴い更新した同様式及び「平成 24 年度経営事項審査申請要領」等も掲載していますので、御確認をお願いします。

担当 建設業課許可班
電話 054-221-3058